

議案第七号

港区客引き行為等の防止に関する条例及び港区暴力団排除条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区客引き行為等の防止に関する条例及び港区暴力団排除条例の一部を改正する
条例

(港区客引き行為等の防止に関する条例の一部改正)

第一条 港区客引き行為等の防止に関する条例(平成二十八年港区条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

(港区暴力団排除条例の一部改正)

第二条 港区暴力団排除条例(平成二十六年港区条例第一号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

付 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(説明)

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行による食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。